公　告

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年１０月７日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　工事概要

（１）工事名　和歌山駅西口地下通路電気設備取替工事

（２）工事場所　和歌山市美園町５丁目１３番２

（３）工事概要　電気設備工事（受変電設備、撤去処分）　一式

（４）工期　１５０日間

（５）予定価格　８，８２２，０００円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

（６）施工形態　単体施工

２　競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）４に掲げる要件を全て満たす者であること。

（２）令和７・８年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和７・８年度登録」という。）において、電気工事業の登録がされている者であること。

（３）電気工事業に係る建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

（４）令和７・８年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する１か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア　代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ　和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ　令和７・８年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、電気工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

（５）令和７・８年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあっては電気工事業に係る総合点数が６３５点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあっては電気工事業に係る総合点数が６３５点以上７５０点未満であること。

（６）平成２３年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る電気設備工事であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。

ア　国又は地方公共団体

イ　一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事実績情報システム）に登録された公共機関等

（７）主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあっては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

（８）建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

（９）申請者が、建設業法第２６条第１項に規定する技術者と同等以上の資格を有する電気工事業に係る技術者２名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

３　入札手続等

（１）共通入札説明書５に示すとおり

（２）入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式　入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時　令和８年１０月１５日（木）　午前８時００分から
令和８年１０月１９日（月）　午後５時００分まで
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時　令和８年１０月２０日（火）　午前１１時００分から

場所　和歌山市役所　東庁舎　４階　入札室

（３）落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあっては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限　令和８年１０月２１日（水）　午後３時まで

場所　共通入札説明書２に同じ。

方法　持参又は和歌山市ホームページ専用フォームでの提出によるものとする。

（４）契約条項を示す期間及び場所

期間　公告日から開札日まで

場所　和歌山市役所　建設総務課

４　仕様書、図面等の見積用設計図書

（１）共通入札説明書６に示すとおり

（２）見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限　令和８年１０月９日（金）　正午まで

５　入札の取りやめ

入札参加者が１者の場合には、入札を取りやめる。

６　その他

（１）前払い制度

適用する。ただし、契約金額が３００万円未満の場合は適用しない。

（２）部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が１００万円未満の場合は適用しない。

（３）議会の議決

不要である。

（４）入札保証金

不要である。

（５）契約保証金

契約金額が１，０００万円以上の場合のみ必要である。

（６）低入札価格調査基準価格の設定

無し

（７）最低制限価格の設定

有り

（８）契約書作成の要否

必要である。

（９）入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

（１０）その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり